

御宿町総合計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 御宿町におけるまちづくりの基本的な指針となる「御宿町総合計画」を策定するため、御宿町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、「御宿町総合計画」に関する事項について、調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、町長が任命及び委嘱する。

議会議長、議会常任委員会委員長、区長会長、御宿岩和田漁業協同組合代表理事組合長一般社団法人御宿町観光協会代表理事、商工会長、農業委員会長、教員委員会の教育長又は委員、PTA連絡協議会会長、社会福祉協議会会長、町消防団代表

(任期)

第4条 委員の任期は、御宿町総合計画策定業務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(懇談会)

第7条 委員会は、掌握事務を遂行するにあたり、懇談会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。